平成２５年（フ）第２３８号
栃木県日光市川俣584番地
破産者　有限会社川俣温泉ホテルふくよ館
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２３９号
栃木県宇都宮市岩曽町1405番地　土屋貸家６号室、前住所栃木県日光市川俣584番地
破産者　八木澤　一
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２４０号
栃木県宇都宮市岩曽町1405番地　土屋貸家６号室、前住所栃木県日光市川俣584番地
破産者　八木澤美津枝
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５０８号
栃木県日光市小代295番地55
破産者　村山　　久
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６０号
栃木県栃木市沼和田町22番20号
破産者　有限会社森戸設備工業
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第６３号
栃木県足利市野田町1423番地２
破産者　株式会社室田
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第８６号
栃木県足利市福富町1230番地３
破産者　有限会社ヤマト
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第３８号
埼玉県八潮市大字南川崎287番地13
破産者　株式会社瀬谷解体工業
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３５７号
埼玉県久喜市上町３番７号
破産者　有限会社かねだい久喜
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４２５５号
東京都新宿区新宿１丁目16番10号７Ｆ
破産者　株式会社アートン
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２５７号
東京都中野区野方２丁目48―10―301
破産者　岩谷充啓こと　郭　　充良
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０９８号
東京都新宿区高田馬場４丁目13番13号
破産者　有限会社中央設計
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５２０号
東京都江東区大島８丁目28―５―514、開始決定時の住所東京都江東区大島９丁目４―１―1208
破産者　室　　深
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０８８号
東京都昭島市福島町３丁目19番21号
破産者　株式会社ＨＲＳ
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０８９号
東京都昭島市福島町３丁目19―21
破産者　萩前　弘信
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４３０号
東京都町田市金森東４丁目３－８
破産者　濱之上桂子
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５９７号
神奈川県横浜市神奈川区栄町11番地９―501号
破産者　株式会社ハオス
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５９８号
神奈川県横浜市神奈川区栄町11―９―501
破産者　堀江　泰价
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８８０号
神奈川県川崎市高津区千年997―２　青木方１Ｆ
破産者　石橋　孝志
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０３３号
埼玉県川口市戸塚東３丁目１―14
破産者　松塚　晃佑
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４１８号
埼玉県さいたま市見沼区東大宮４丁目28―７―111
破産者　佐藤　全一
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６５６号
山形県山形市篭田１丁目６―22―202、開始決定時の住所山形県山形市篭田１丁目11―10
破産者　舞原　貞之
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部